



# 自転車走行環境整備計画【概要版】

平成 29 年 6 月

## ○計画の背景と目的

岐阜市では、「歩行者と自転車の安全な通行環境の実現」と「連続した自転車走行空間を確保し、適正な自転車の流れの実現（ネットワーク化）」を目的に、平成 23 年 3 月に「自転車走行環境整備計画」を策定し、歩道を有効活用して自転車と歩行者の走行位置を視覚的に分離した整備を進めてきました。

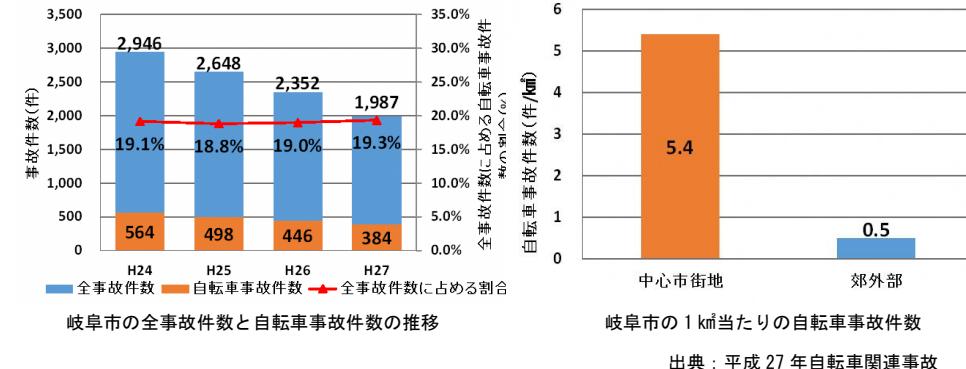
その後、歩道を通行する歩行者の安全と車道を通行する自転車の安全の双方を確保するため、「自転車は『車両』であり車道通行が大原則」という考えに基づき、「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン（H28.7）」（以下、ガイドライン）が策定され、全国的に車道における自転車走行環境の整備が推進されてきました。

そこで本計画では、自転車の車道走行を主として安全に通行でき、かつ快適な自転車走行環境を形成することを目指し、「自転車走行環境整備計画」の見直しを行います。

## ○自転車利用環境の現状

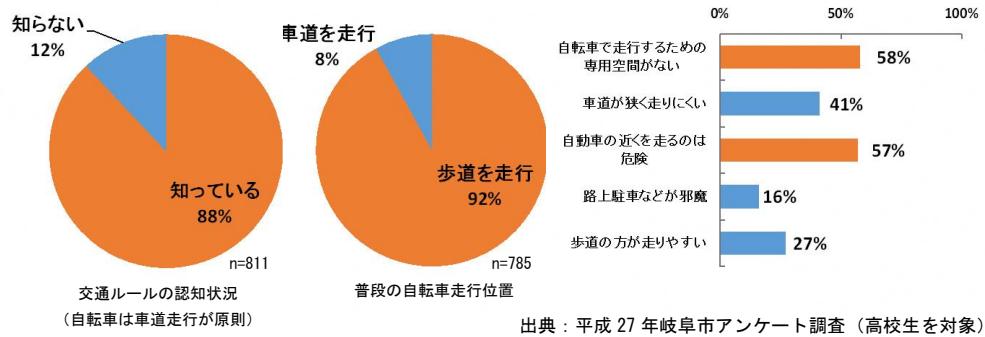
### 自転車事故は中心市街地で多く起きています。

- 平成 24 年から平成 27 年において自転車事故は減少していますが、事故全体に占める割合に変化はありません。
- 自転車事故は中心市街地で多く起きています。



### 車道走行の遵守率は低い状況です。

- 高校生の自転車の車道走行について、認知度は高いものの、遵守率は低い状況にあります。主な理由として、「自転車専用の走行空間がない」、「自動車の近くを走るのは危険」との意見が多いです。



## ○自転車ネットワーク計画の基本方針

本計画では、4 つの柱「安全・安心」「活力」「環境」「健康」の観点から、基本方針を定めました。

**安全・安心**  
歩行者・自転車・自動車の安全性向上

**活力**  
中心市街地に集い賑わえるまちづくり

**環境**  
環境に優しいまちづくり

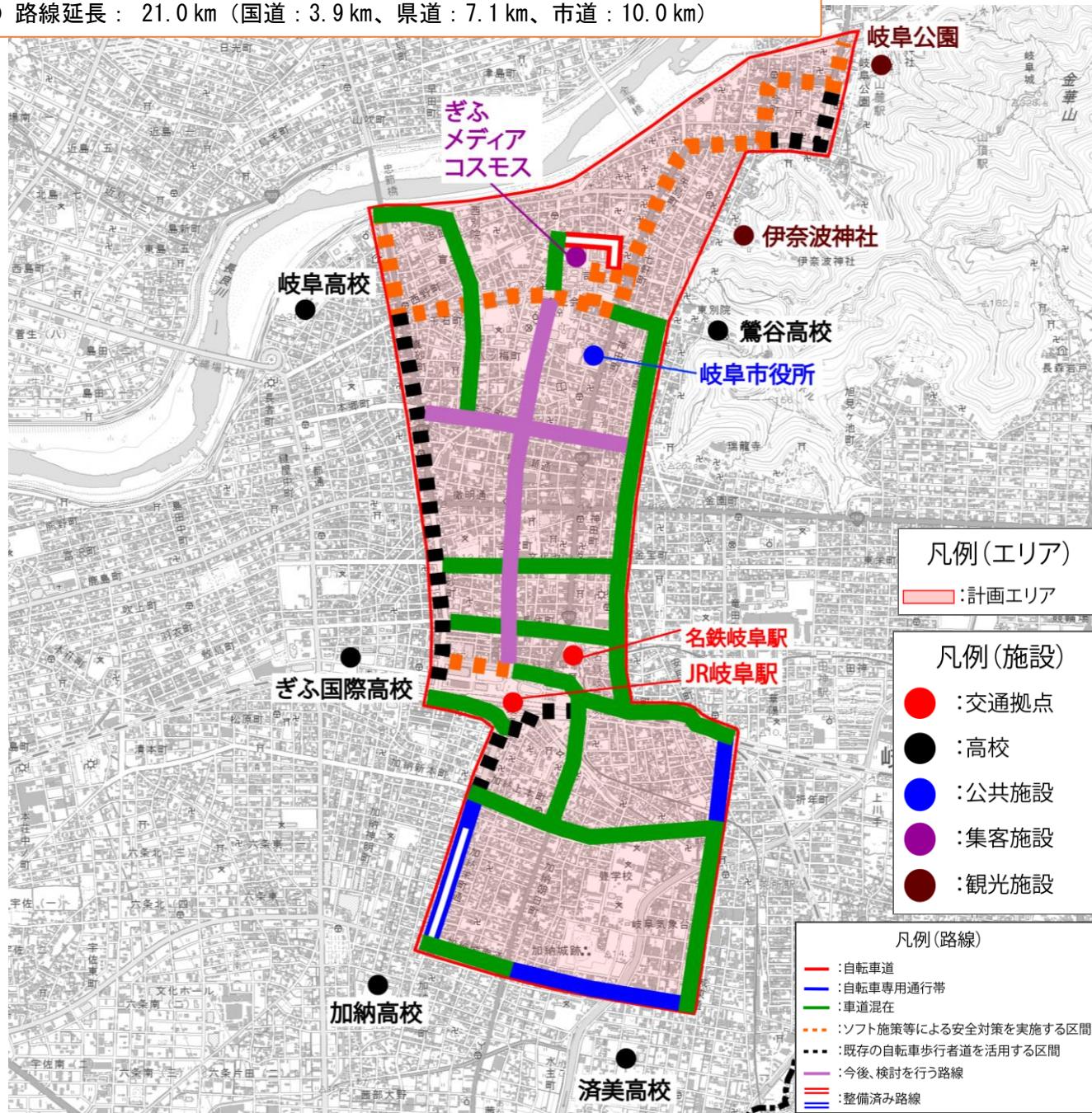
**健康**  
日々の移動における自転車の有効活用

## ○自転車ネットワーク計画

本計画では、自転車事故や自転車交通量の多い路線などを抽出し、中心市街地を基本とした計画エリアにおいて、自転車ネットワーク路線を設定しており、自転車利用者と歩行者の安全を早期に確保し連続的な通行環境を目指すため、現状の車道幅員で可能な整備を国・県・市・警察で連携し進めていきます。また、今後は計画の見直しを行い、段階的に計画エリアの拡大を検討していきます。

整備については、「自転車道」「自転車専用通行帯」「車道混在」の 3 つの整備形態と「ソフト施策等による安全対策」を行います。

○ 路線延長： 21.0 km（国道：3.9 km、県道：7.1 km、市道：10.0 km）



完成形態は、自転車利用者などの安全性を考慮し、自動車や歩行者と分離した整備形態になります。（自転車道、自転車専用通行帯など）  
暫定形態は、自転車利用者の安全を早期に向上させるため、現状の車道幅員で整備可能な当面の整備形態になります。（車道混在など）

※各路線について、関係機関と協議のうえ、見直す場合があります。

## ○計画のスケジュール

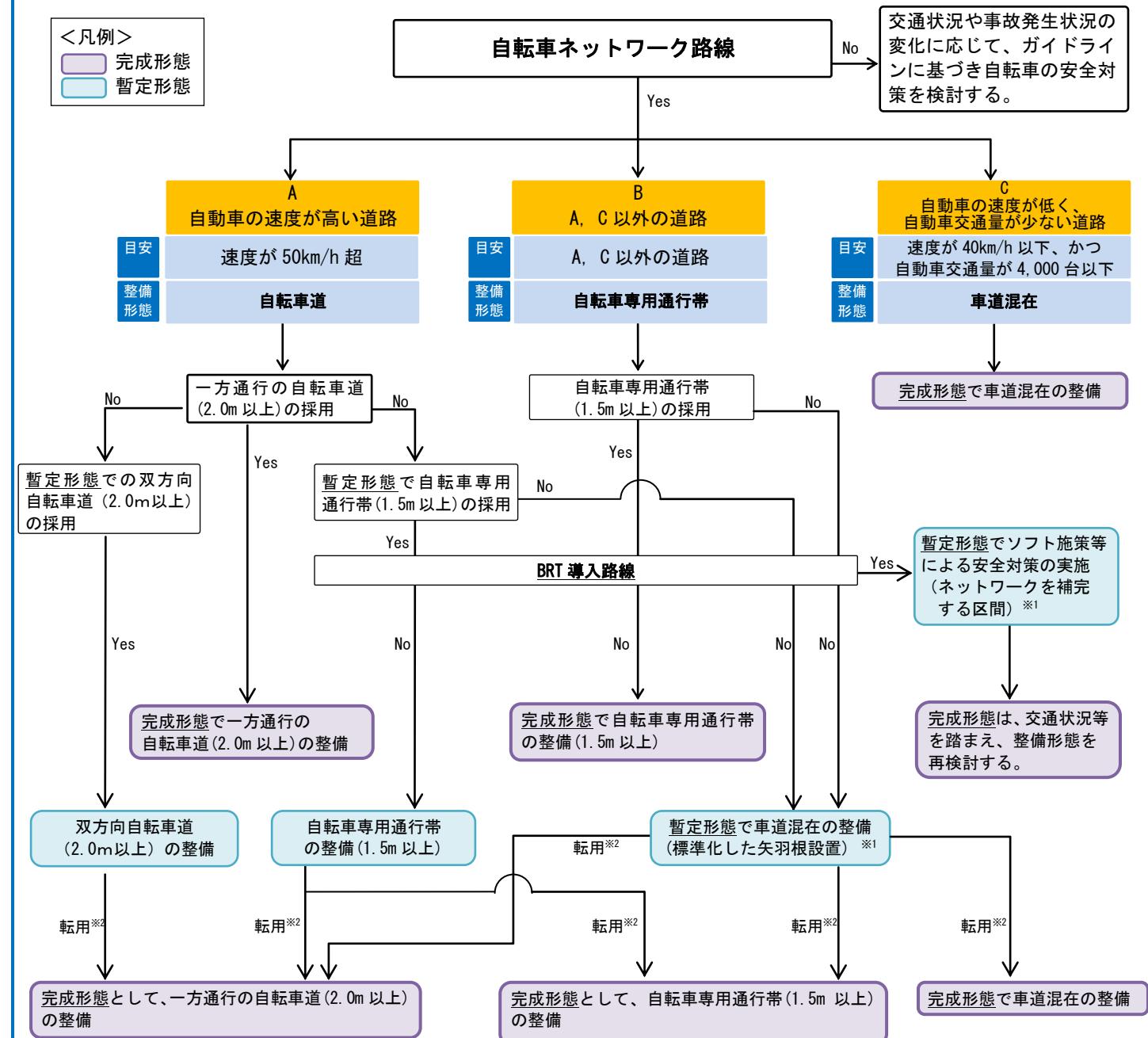
現状の車道幅員で整備可能な「完成形態と暫定形態を活用した自転車ネットワーク計画」について、概ね10年（平成29年～平成38年）で実施することを目指します。

## ○自転車ネットワーク路線の整備

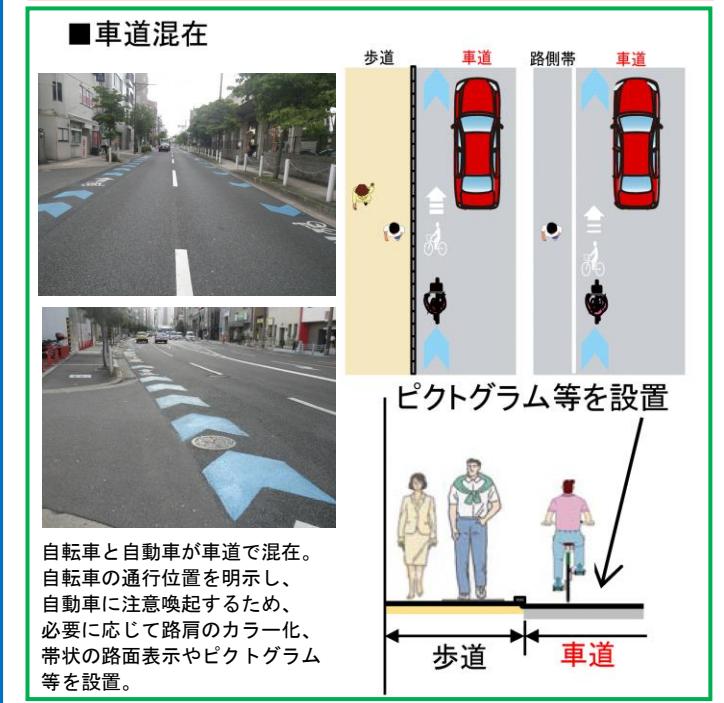
自転車ネットワーク路線の整備形態は、規制速度と自動車交通量などを踏まえ、下記フローにより選定します。自転車道や自転車専用通行帯の整備については、道路の再配分を伴う場合があり、自転車利用者や歩行者の安全を早期に確保するため、現状の車道幅員で整備可能な当面の整備として車道混在（暫定形態）を選定します。これらの路線については、今後の交通状況や道路改良の時期などを踏まえ、自転車専用通行帯など（完成形態）の整備を検討します。

また、BRT導入路線については、自転車やバス交通の安全などを高めるため“ソフト施策等による安全対策”を行う路線になります。

<凡例>  
■ 完成形態  
■ 暫定形態



## ○自転車ネットワーク路線の整備イメージ



## ○交通ルールやマナーの周知啓発について

子どもから大人まで自転車ルールの共通意識を持てるよう、交通ルールの遵守やマナーの向上のため周知啓発に取り組んでいきます。

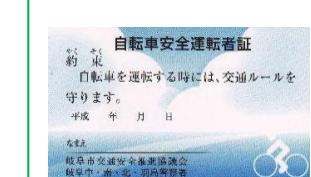
### 〈交通安全教室の実施や周知〉

- すべての道路利用者に対して、学校や各種イベント、広報を活用し自転車利用ルールの周知を図ります。



### 〈自転車安全運転者証の交付等〉

- 正しく自転車利用ルールを理解した児童や生徒に対し、自転車安全運転者証を交付し、遵守効果の向上を図ります。



### 〈利用ルールの周知〉

- 自転車利用者、歩行者及び自動車運転者への自転車の通行位置などのルールをわかりやすく伝えられるよう、標識や道路標示等の設置を図ります。

